

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(別紙) 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	金融庁の考え方
1	<p>「2 合理的配慮の例」 (1) 合理的配慮に該当すると考えられる配慮の例</p>	<p><意見> 「物理的環境への配慮の例」として挙げられている「○一般に顧客が来店する～(略)」の各事例は、「環境の整備」に係るもので情報が混在しています。 当該箇所は、“「環境の整備」に係る事例”であることを明示した方が分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>10 御意見を踏まえ、御指摘の事例を含む環境の整備に係る事例については、「合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例」の事例として記載させていただきました。</p>